

第 1 回延岡市農業委員会会議録

(令和 8 年 7 月 28 日)

1. 開催日時 令和8年7月28日（火）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	貫 藍	3	小 野 有 紗
4	松 下 康 廣	5		6	矢 野 光 一
7	甲 斐 亜 季	8	片 伯 部 隆	9	松 田 宗 史
10	中 村 み え	11	牧 野 博 文	12	柴 田 房 子
13	須 藤 寛 之	14	安 藤 重 徳	15	菊 池 光 雄
16	緒 方 武 彦	17	高 橋 利 喜 哉	18	松 田 純 二
19	花 畑 志 良 一				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1		2	甲 斐 充 伸	3	甲 斐 恵 三
4	安 藤 伸 子	5	廣 瀬 政 春	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正 太 郎	15	甲 斐 祥 三
16	甲 斐 一 太 郎	15	高 見 謙 二	18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20	小 野 俊 一	21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 1 号 農地法第3条 賃借権の設定について

議案 第 2 号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第 3 号 非農地証明願について

報告 第 1 号 農地法第4条の届出について

報告 第 2 号 農地法第5条の届出について

報告 第 3 号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第 4 号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）について（利用権）

協議 第 2 号 延岡市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	戸 高 智 穂	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	久 世 美 保
農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 地 係 主事補	亀 長 英 寿	農 政 係 主任主事	権 藤 理 絵
北方産業建設課 副総括主任	緒 方 慎 一	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 敬 洋		

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 1 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。 まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番、貫藍委員と委員番号 19 番、花畑志良一委員のお二人にお願いしたいと思います。
議 長	本日の予定ですが、議案第 1 号 農地法第 3 条 賃借権の設定についてから、議案第 3 号 非農地証明願についてまでの議案 3 件、報告案件 4 件、協議案件 2 件となっています。
議 長	それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条 賃借権の設定について提案いたします。
議 長	整理番号 1 番から 2 番について、委員番号 8 番、片伯部隆委員より説明をお願いいたします。
片伯部委員	皆さまおはようございます。いよいよ新しい任期の始まりです。皆さん農業委員としての使命を果たすべく皆さまと協力し合って 3 年間よろしくお願い申し上げます。整理番号 1 番と 2 番の議案について発表させていただきます。1 番と 2 番は、貸人は同じ住所の出北 3 丁目在住の方ではありますが、この方たちご夫婦でありますので一緒に報告させていただきたいと思います。整理番号 1 番は所在が出北 6 丁目、地目は田、面積が 505 m ² 、整理番号 2 番は所在が同じく出北 6 丁目、地目は田、面積が 1,004 m ² と、別府町の 2 筆がありどちらも地目は田で、面積は 1,011 m ² の計 3,026 m ² です。貸人は先ほども申し上げた通り出北 3 丁目在住の方です。借人は整理番号 1 番と 2 番同じ人物で柚の木田町在住の方です。経営状況は 177,443

		m²、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。 今月24日の日に、借人の方と私と横山博章推進委員の3人で現地を確認して参りました。現状は地目通り水稻の田んぼです。植え付けも完璧に済んでいて他の管理も行き届いておりました。周りとの調和要件も問題ないと感じましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 事 務 局	長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。 はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページから2ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 員	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 員	長	何かございませんか。
委 員	員	異議なし。
議 員	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	員	(挙手)
議 員	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 員	長	続きまして、議案第2号 農地法第3条 所有権の移転について提案いたします。
議 員	長	それでは、整理番号1番について、委員番号2番、貫藍委員より説明をお願いいたします。

貫 委 員	委員番号 2 番貫です。よろしくお願いいたします。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は大峽町、地目は畑、面積が 221 m²、譲渡人は静岡県在住の方で、譲受人は大峽町在住の方です。経営状況は 6,011 m²、労力人は 1 人で、理由といたしましては贈与となっております。 7 月 26 日に、甲斐恵三推進委員とは時間が合わずに、私と譲受人の 2 人で現地調査を行いました。畑という地目なんですけれども、瓦礫がところどころみられて草が膝丈の高さにありました。瓦礫のことを譲受人の方にお尋ねすると、数年前そこに建物が建っていてそれを崩して更地にしたということでした。今後畑として利用されるのですかと尋ねたところ、兼業農家でお勤めをまだされていて、今後は今のところ不明ですが、一時は保全管理し、後々は転用も考えられているということでした。こちらの農地は朝になると鹿が出てくるとということで野菜の栽培は難しいということでした。周りに畑はありません。地域との調和要件問題なしとみられます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 18 番、松田純二委員より説明をお願いいたします。
松 田 委 員	委員番号 18 番松田純二です。整理番号 2 番についてご説明します。農地の所在は妙町の 2 筆で、地目は畑、面積は 667 m²と 3,923 m²の計 4,590 m²です。農地の譲渡人は桜園町在住の方で、譲受人は妙町在住の方です。経営状況は 0 m²で、労力人は 2 人、新規取得です。 7 月 26 日、私と廣瀬政春推進委員、譲受人の 3 人で現地調査を行いました。譲受人は前からこの農地を耕作していたとのことです。譲渡人は全く農業をするつもりがなく、またお子さんも女性 2 人で将来農業をするつもりはないだろうと考え、農地を耕作してもらっている譲受人に声をかけたとのことです。譲受人は前と同じように耕作していき、また新しい作物にも挑戦していきたいとのことでした。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 9 番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松 田 委 員	委員番号 8 番の松田です。整理番号 3 番についてご説明いたします。所在は平田町の 2 筆、地目はどちらも畑で、面積は 304 m²と 251 m²の計 555 m²です。譲渡人は平田町在住の方で、譲受人は北方町在住の方です。経営

	状況は0㎡で、労力人は1人の新規取得となっております。 7月21日に私と松田成歳推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。周りにある畑がほとんど耕作してなくて草が伸びきっているところばかりで、一応現場は譲受人が草を刈って保全をしているようでした。高台にある畑で水も何も水流システムもなく、ほっとけばこの辺り全部竹藪になりそうなところでしたが、譲受人がこの農地を譲り受けて畑を作りたいということでした。周りとの調和要件は問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号4番について、委員番号15番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊 池 委 員	委員番号15番菊池です。整理番号4番について説明を申し上げます。農地の所在は北方町北久保山で、畑3筆の合計4,205㎡です。譲渡人は福岡県在住の方で、譲受人は北方町北久保山在住の方であります。経営状況は3,566.384㎡、労力人は1人、理由は経営規模拡大です。 7月23日に、私と甲斐正太郎推進委員、それから譲受人の3人で現地調査を行いました。譲渡人はもともと北方町南久保山に在住しておりまして、今は福岡の娘さんのところで生活をしているようであります。今年家も処分されまして、土地も近くの方に譲りたいということで譲受人に話が合ったようであります。この土地は柿が植えてあります。地域との調和要件は問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号5番について、委員番号18番、松原学農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
松 原 委 員	はい、おはようございます。木原委員に代わりまして私が報告いたします。農地の所在は北浦町市振、地目は畑、面積は414㎡、譲渡人は北浦町市振在住の方で、譲受人も同じく北浦町市振在住の方です。経営状況は243㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。 7月22日、木原委員と私、それから譲受人のお父さんの立ち合いの元に現地調査しました。現地は耕作放棄地となっております。譲渡人がかなり高齢になってまして耕作できないという状況です。譲受人の家の横にありまして譲受人がきれいに草を刈って家庭菜園をしたいということで今回購入となったらしいです。地域との調和要件は全く問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

事 務 局	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の3ページから7ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	続きまして、議案第3号 非農地証明願について提案いたします。
議 長	それでは、整理番号1番について、委員番号16番、緒方武彦委員より説明をお願いいたします。
緒 方 委 員	おはようございます。委員番号16番緒方です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は北方町二股、畑の85㎡、田の79㎡の計164㎡となっております。申請人は北方町二股在住の方で、現況は山林となっており、理由といたしましては10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地である、となっております。 7月23日に私と甲斐詳三推進委員、農地部の甲斐正太郎推進委員と申請

		人の方の4名で現地確認を行いました。資料の写真を見てもらうと分かると思いますが、田んぼの奥にある山林の部分になります。何十年も耕作しておられなくて山林化しておりました。隣の田んぼの方に迷惑がかからないように基盤の方だけは毎年管理されているみたいでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議	長	以上で議案の審議は終了します。
議	長	引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事 務 局		それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。 はじめに、報告第1号、農地法第4条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用になります。 議案書の9ページに記載しておりますが、1件の届出があり、畑が1筆のみの122 m²の転用となっております。 次に、報告第2号、農地法第5条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の11ページから12ページをご覧ください。4件の届出があり、田が2筆の712 m²、畑が2筆の567 m²、計4筆の1,279 m²の転用となっております。

	次に、報告第3号、農地法第18条第6項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の14ページから15ページをご覧ください。今回4件の届出があり、田が15筆のみの10,875㎡の合意解約となっています。 次に、報告第4号、農地法第3条の3第1項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の17ページに記載しておりますが、3件の届出があり、畑が3筆のみの407㎡となっております。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
議 長	無いようなので報告を終わります。
議 長	次に協議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。 計画内容につきましては議案書の19ページからになりますが、整理番号1番から3番が伊形地区、整理番号4番が東延岡地区、整理番号5番から15番が沖田地区、整理番号16番から35番が黒岩地区、整理番号36番から41番が下祝子地区、整理番号42番から44番が北延岡地区、整理番号45番から46番が東海地区、整理番号47番から48番が北川町川内名地区、整理番号49番から70番が北川町長井地区、整理番号71番から72番が個別案件での促進計画となっております。 今回の促進計画では、24ページの表下にあるとおり31人の出し手から72筆、55,265㎡の農地を個人17人および3法人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。

議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといいたします。
議	長	次に協議第2号 延岡市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局		（事務局説明）
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといいたします。
議	長	その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事 務 局		（事務局説明）
議	長	以上を持ちまして第1回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲 斐 壽 徳

2 番 貫 藍

19 番 花 畑 志 良 一